

令和 2 年 9 月

第三回定例会議案

【経済観光局関連抜粋】

熊 本 市

目 次

議第 192 号	専決処分の報告について（令和2年度熊本市一般会計補正予算）	1
議第 199 号	熊本市エンターテインメント支援基金条例の一部改正について	17
議第 200 号	熊本市立図書館設置条例の一部改正について	19
議第 201 号	熊本市老人福祉センター条例の一部改正について	21
議第 202 号	熊本市公衆浴場基準条例の一部改正について	23
議第 203 号	くまもと森都心プラザ条例の一部改正について	25
議第 204 号	熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について	27
自議第205号 至議第231号	市道の認定について（27路線）	29
議第 232 号	和解の成立について（介護給付費の不正受給に係る返還請求控訴事件）	33
議第 233 号	財産の取得について（高規格救急自動車）	35
議第 234 号	財産の取得について（災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車Ⅱ型）	37
議第 235 号	工事請負契約締結について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋下部工P5工事）	39
議第 236 号	工事請負契約締結について（都市計画道路上熊本駅西口線橋梁上部工架設工事）	41
報第 29 号	財政の健全性に関する比率について	43
報第 30 号	資金不足比率について	45

議 第 192 号

令和 2 年 9 月 4 日提出

専決処分の報告について

令和 2 年度熊本市一般会計補正予算を次のように専決処分したので、報告するとともに承認を求める。

熊本市長 大 西 一 史

(提出理由)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急的な対応に必要な経費について、所要の専決処分をしたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定に基づき、市議会の承認を求めるものである。

令和2年8月5日専決

令和2年度熊本市一般会計補正予算

令和2年度熊本市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ963,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ449,155,854千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(単位：千円)

– 3 –

(単位：千円)

– 4 –

(1) 歳入歳出予算事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金	159,641,305	862,760	160,504,065
60 県支出金	26,332,499	100,640	26,433,139
歳入合計	448,192,454	963,400	449,155,854

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特	定	財	源
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
25 衛生費	21,326,027	288,400	21,614,427	288,400			
40 商工費	8,013,443	540,000	8,553,443	540,000			
45 土木費	45,439,131	135,000	45,574,131	135,000			
歳出合計	448,192,454	963,400	449,155,854	963,400			

(単位：千円)

(項) 15 国庫補助金								
(款) 55 国庫支出金	目	補正前の額	補正額	計	簡		説	明
					区 分	金 額		
15	総務費国庫補助金	77,581,925	734,105	78,316,030	10 総務管理費 補助金		734,105	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,592,608－2,858,503 (既計上額) ＝734,105
20	民生費国庫補助金	16,460,977	84,000	16,544,977	15 児童福祉費 補助金		84,000	母子保健医療対策総合支援事業費補助 (補助率 10／10)
	計	106,906,721	818,105	107,724,826				

(項) 15 県補助金							
(款) 60 県支出金	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
25	衛生費県補助金	192,700	100,640	293,340	10 保健衛生費 補助金	100,640	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (補助率 10/10) 183,140－82,500 (既計上額) = 100,640
	計	7,720,542	100,640	7,821,182			

3 歳 出

(単位：千円)

(項) 10 保健衛生費										
(款) 25 衛生費		補正前の額	補正額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明
					特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額	
					国県支出金	地方債				
20 予 防 費	2,932,856	95,400	3,028,256	95,400				1 報 酬	9,484	P C R 等検査機器導入経費 14,000－2,050 (既計上額) =11,950 保健所即応体制強化経費 83,450
							3 職員手当等	702		
							4 共 済 費	125		
							11 役 務 費	474		
							12 委 託 料	71,350		
							17 備品購入費	1,315		
							18 負担金補助及び交付金	11,950		
計	9,921,933	95,400	10,017,333	95,400						

(項) 25 環境保護費										
(款) 25 衛生費			本年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
目	補正前の額	補 正 額	計	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
30 環境総合セ ンター費	174, 226	109, 000	283, 226	109, 000				10 需 用 費 17 備品購入費	89, 310 19, 690	新型コロナウイルス検査体制強化経費 144, 900－35, 900 (既計上額)＝109, 000
計	1, 804, 895	109, 000	1, 913, 895	109, 000						

(単位：千円)

(款) 25 衛 生 費										(項) 30 児 童 衛 生 費					
目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明					
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額						
				国県支出金	地方債	その他									
10 児童衛生費	1,399,823	84,000	1,483,823	84,000				18 負担金補助 及び交付金	84,000	妊婦に対するP C R等検査経費 84,000					
計	1,399,823	84,000	1,483,823	84,000											

(単位：千円)

(款) 40 商 工 費				(項) 10 商 工 費							
目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	540,000
				特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額			
				国県支出金	地方債				その他		
15 商工振興費	4,582,347	540,000	5,122,347	540,000				12 委 託 料	112,000	飲食店等感染防止環境整備支援事業	540,000
								13 使用料及び賃借料	23,000		
								18 負担金補助及び交付金	405,000		
計	4,963,325	540,000	5,503,325	540,000							

(款) 45 土木費										
(項) 10 土木管理費										
目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
10 土木総務費	2,115,586	135,000	2,250,586	135,000				18 負担金補助及び交付金	135,000	飲食店等感染防止環境整備支援事業 135,000
計	2,161,811	135,000	2,296,811	135,000						

(2) 給与費明細書

1 特別職

該当なし

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

該当なし

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与			費計	共済費	合計
		報酬	給料	職員手当			
補正後	(4,438) 49	5,132,534	23,101	582,377	5,738,012	742,553	6,480,565
補正前	(4,432) 49	5,123,050	23,101	581,675	5,727,826	742,428	6,470,254
比較	(6) 0	9,484	0	702	10,186	125	10,311

(単位:千円)

区分	通勤手当	特殊勤務手当	初任給調整手当	夜間勤務手当	宿日直手当	期末手当	時間外勤務手当
補正後	958	0	0	0	0	581,058	0
補正前	958	0	0	0	0	580,356	0
比較	0	0	0	0	0	702	0
区分	休日勤務手当	児童手当	地域手当	特勤勤務手当	退職手当		
補正後	0	0	0	0	361		
補正前	0	0	0	0	361		
比較	0	0	0	0	0		

職員手当の内訳

※()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細
ア 会計年度任用職員以外の職員
イ 該当なし
イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳			説 明
		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	給 与 改 定 に 伴 う 増 加 分	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	
給 料	0	昇 給 に 伴 う 増 加 分			
		そ の 他 の 増 減 分			
		制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
職 員 手 当	702	そ の 他 の 増 減 分			会計年度任用職員の増員によるもの
			702		

熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について

熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りの円滑化を図るために実施する利子補給事業に要する経費の財源に充てるため、熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、第1条に定める目的のための費用に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条の利子補給事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、そ

の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(提出理由)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りの円滑化を図るために実施する利子補給事業に要する経費の財源に充てるための新型コロナウイルス感染症金融対策基金を設置するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。